

募集等にかかる株券等のお客様への配分にかかる基本方針

平成 11 年 2 月 4 日制定

平成 28 年 9 月 23 日改定

丸八証券株式会社

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等にかかる顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第 1 条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）もしくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱いまたは売出し（以下、「募集等」といいます。）にかかる株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。

2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。

3. 当社では、次に掲げる方針にしたがって、募集等にかかる株券等のお客様への配分を行いますが、新規公開株の入手のための口座開設はお断りしておりますので、ご了承ください。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。

(1) 新規公開株の場合

新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。新規公開株の抽選は、次の要領で行います。

① 抽選は、ブックビルディング期間中に当社抽選口に行われた需要申告または配分の申込みのうち、個人のお客様からのものを対象に、抽選日（発行価格決定日の午後 5 時以降）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客様への配分予定数量の 10%以上を当該抽選に付すことといたします。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行なわれるよう、一のお客様からの抽選の申込み数量の上限、および一のお客様への当選数量の上限は配分予定数量に応じて決定いたします。

② 抽選にあたっては、抽選対象となる需要申告または配分の申込み番号（乱数）を付し、その番号を対象に抽選を行います。

③ 抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として当該申込みの効力はなくなったものとみなしますが、抽選以外の方法により決定する配分先の対象とする場合もあります。

④ 抽選に当選されたお客様には、申込開始日に、当選の旨および払込みの要領を電話等にてお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨のご連絡はできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

⑤ 抽選は次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること、または抽選による配分を採用しない、もしくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。

イ. ブックビルディングの需要が積み上がらない場合

ロ. 個人のお客様の配分の申込み数量が当社における個人のお客様への配分予定数量に満たない場合

ハ. 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合

ニ. 抽選を行う数量が 5 単位に満たない場合

ホ. その他合理的な理由がある場合

(2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

① 適合性の原則に関する基準

イ. 当社は、過去の株式取引の投資経験があり、さらに、新規公開株を含めた株式投資のリスクを十分ご理解いただいたお客様を中心に配分を行うこととしております。そのため、当社で株式取引を多く行っていただいたお客様を中心に配分を行います。

ロ. 当社は、新規公開株の申込み時に新しい資金での買付けの意思があるお客様を優先して配分を行うこととしております。

② 短期売買の排除に関する基準

イ. 当社は、新規公開株の公開後の株価動向の推移を重視しています。つきましては、お申込みの段階でお客様に保有に関するご意志を確認させていただく場合がありますので、よろしくお願いたします。

ロ. 当社は、新規公開株の特性を重視し、長期安定的に保有していただけるお客様を中心に配分を行います。そのため、過去、当社で配分した後、ただちに売却を行っているお客様へは、長期安定的に保有していただけるお客様に比べて配分の機会が少なくなることもありますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

③ ブックビルディングへの適切な参加に関する基準

当社は、新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をしていただいているお客様を優先して配分を行います。そのため、過去に行われた新規公開株における需要調査において、お客様の申込みおよびその需要申告が適切であったかどうかを確認させていただきます。なお、適切な需要申告とは、個別銘柄毎に当該銘柄の状況等を勘案の上で行っていただく申告を意味します。

④ 営業部毎に最終的な配分方針を決定する場合の基準

イ. 当社は、原則として上記適合性やお客様の投資経験、長期安定保有状況などを勘案の上、配分先を決定いたします。

ロ. 各営業部は、①から③を勘案して配分を行います。

(3) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分および個人のお客様以外のお客様への配分（以下、「その他の配分」という。）につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記（2）の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

4. 当社は、過度な集中配分および不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。
 - (1) 年間を通して新規公開株の配分は、一人のお客様につき4回を上限としております。ただし、新規公開株の年間を通しての発行状況により変更する場合があります。
 - (2) 抽選によらない方法による配分につきましては、原則として、お客様一人あたりの配分については、上限を決定して配分いたします。なお、この上限は、上記（1）の抽選による配分の平均数量を勘案して変更されることがあります。その場合、抽選による配分の一お客様あたりの平均数量の10倍程度を目安に配分を行います。
5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなされたお客様、またはブックビルディングとは別に配分の申込みをなされたお客様の両者の中から決定いたします。（新規公開株の抽選による場合については、3.（1）①を参照。）ただし、お客様から申告または申込みがなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告または申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
6. 需要申告および配分の申込みは、お取引店舗において対面またはお電話で受け付けます。（新規公開株の抽選による場合については、3.（1）①を参照。）
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書および目論見書に記載されます。また、これらに需要申告および配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、営業部店の店頭においてお知らせいたします。
8. 個別の事案において、6.までに掲げた内容と異なる方針でブックビルディングまたは配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7.にあわせてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、お客様の損失を補填または利益を追加する目的で株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、
 - ① 発行会社が指定する者への配分を行わないこと
 - ② 当社の役職員への配分を行わないこと
 - ③ 当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者への配分を行わないこと
 - ④ 暴力団員および暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと
 - ⑤ 同一のお客様への過度な集中配分を行わないことさらに他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないことなど、その配分のあり方について社内規程に明記し、遵守に努める所存であります。なお、需要申告および配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告または申込みはお受けいたしません。
10. 株式等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称およびそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて金融商品市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。